

第 9 期 事 業 年 度

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

監 事 の 意 見



独 立 行 政 法 人 造 幣 局

監査報告書

平成24年6月14日

独立行政法人造幣局
理事長 新原 芳明 殿

独立行政法人造幣局

監事 森山 潔 
監事 和田 馨 

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの業務及び会計に対する監査を行った結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

業務の監査については、幹部会や理事会、その他の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧しました。さらに、関係役職員から業務の執行状況を聴取するとともに、本局及び支局において業務及び財産の状況を調査しました。

会計の監査については、会計監査人から監査の方法とその結果について報告を受け、財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書は独立行政法人会計基準及び同注解、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準並びに法令に従って作成され、法人の財政及び運営の状況を適正に表示しており、附属明細書は適切に補足説明していると認めます。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示していると認めます。
- (4) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 当法人の業務の執行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。

以上